

京都市告示第366号

京都市水路等管理条例第2条第1号及び第3条第1項の規定に基づき、農業用水路等を次のように指定及び変更します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和6年9月6日

京都市長 松井 孝治

(指定する農業用水路等)

整理番号	路線名	起 終	点 点
1	久我水0249号	京都市伏見区久我石原町5番地の14地先 京都市伏見区久我石原町5番地の11地先	
2	久我水0250号	京都市伏見区羽束師菱川町595番地の3地先 京都市伏見区久我西出町14番地の7地先	

(変更する農業用水路等)

整理番号	路線名	旧新別	起 終	点 点
1	久我水0067号	旧	京都市伏見区久我石原町5番地の79地先 京都市伏見区久我石原町5番地の11地先	
		新	京都市伏見区久我石原町5番地の79地先 京都市伏見区久我石原町5番地の14地先	
2	久我水0120号	旧	京都市伏見区羽束師菱川町595番地の3地先 京都市伏見区久我西出町14番地の16地先	
		新	京都市伏見区久我西出町14番地の16地先 京都市伏見区久我西出町14番地の16地先	
3	久我水0105号	旧	京都市伏見区久我西出町14番地の16地先 京都市伏見区久我西出町14番地の45地先	
		新	京都市伏見区久我西出町14番地の16地先 京都市伏見区久我西出町14番地の16地先	

(産業観光局農林振興室農林企画課)